

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：図書館司書補助（行政職1種）大津市立図書館 育児休業代替】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週35時間勤務）

2 募集職種 図書館司書補助（行政職1種）

3 業務内容

大津市立図書館（本館）で行う図書館業務および図書館業務に関連する行政事務

- (1) 貸出・返却、予約業務、行事等に関する窓口業務
- (2) 図書資料の整理等に関する業務
- (3) 移動図書館業務
- (4) 行事等の企画運営補助業務
- (5) 広報等に関する業務
- (6) その他図書館運営に必要な業務

【業務内容の変更範囲】なし

4 応募資格

- (1) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- (2) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間 令和8年1月23日（金）から令和8年2月7日（土）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただけ、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書

・なお、司書資格証明書又は司書資格取得見込証明書をお持ちの方は、合わせて持参してください。

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な

範囲内でのみ使用します。

【受付時間】月曜日を除く 10 時から 17 時まで

【連絡先】大津市立図書館 「会計年度任用職員採用担当者」 まで

電話番号 : 077-526-4600

※令和 8 年 1 月 29 日 (木) の館内整理日は休館のため、外線電話が繋がりませんので、ご注意ください。

7 選考日時及び選考会場

令和 8 年 2 月 10 日 (火) 10 時 15 分～ 大津市立図書館 3 階 読書室、集会室

8 選考方法

① 小論文

② 面接試験

※上記 6 に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、2 月 20 日頃に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 採用後 1 ヶ月 (実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長) は条件付き採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	原則なし ※この職は、職員の育児休業等に伴い生じた補助的業務について、期間限定で募集する職になります。原則として再度の任用はありません。ただし、休業者が育児休業を 3 月 31 日以降も取得する場合、一定期間について職が設置される可能性があります。その場合は、勤務成績等により、再度任用する場合があります。
勤務地	大津市浜大津二丁目 1 番 3 号 大津市立図書館 (本館)
勤務地変更の可能性	なし
勤務日	週 5 日 (火曜日～日曜日) ※交替制
休日	月曜日、その他指定する週 1 日、国民の祝日分の休日、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日)
休暇	年次有給休暇 1 年目 10 日 (任用期間に応じて付与) 特別休暇あり (要件あり)
勤務時間	週 35 時間勤務 (1 日 7 時間 × 週 5 日) 休憩 60 分 シフト制 8:45～16:45／11:15～19:15／9:15～17:15 (いずれも 60 分の休憩あり)
基本給	週 35 時間勤務 月額 190,999 ～ 201,632 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年 2 回 年間最大 4.65 月分、支給基準に沿って在職期間、成績

	率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道 2km 以上の場合に支給。上限月額 55,000 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：当月 20 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。